# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 木曽川上流の減災に係る取組方針

## 平成 28 年 8 月 29 日 (平成 30 年 7 月 17 日一部改定)

きそがわじょうりゅうみずぼうさいきょうぎかい木曽川 上流 水防災協議会

岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、名古屋市、一宮市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、清須市、北名古屋市、あま市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、大口町、扶桑町、大治町、大垣輪中水防事務組合、木曽川右岸地帯水防事務組合、揖斐川水防事務組合、愛知県尾張水害予防組合、岐阜県、岐阜県岐阜・大垣・揖斐・美濃・可茂土木事務所、愛知県、愛知県尾張県民・尾張建設・一宮建設・海部建設事務所、岐阜・名古屋地方気象台、(独)水資源機構中部支社、国土交通省木曽川上流河川事務所・丸山ダム管理所

オブザーバー (関市、美濃市、山県市、郡上市、海津市、岐阜県郡上土木事務所、国土交通省 新丸山ダム工事事務所)

## 目 次

1.	はじめに	•	•	•	1
2.	本協議会の構成委員		•	•	5
3.	木曽三川の概要と主な課題		•	•	7
4.	現状の取組状況と課題		•	•	1 C
5.	減災のための目標		•	•	1 4
6.	概ね5年間で実施する取組		•	•	1 5
7.	フォローアップ	•	•		1 7

資料-1 目標を達成するための具体的な取り組み

## 1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、 氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、 これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者 が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模 氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27 年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方につい て~社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて~」が答申さ れた。この答申を踏まえて平成27年12月11日に国土交通省は、新たに「水 防災意識社会再構築ビジョン」として全ての直轄河川とその沿川市町村におい て、平成32年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととした。

木曽三川のうち、木曽川上流河川事務所管内(図-1に示す)を対象として、その特徴と課題を踏まえ、関東・東北豪雨のような大雨に対し減災を図るため、沿川12市12町(岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、瑞穂市、本巣市、一宮市、江南市、稲沢市、犬山市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、扶桑町)、岐阜県5土木事務所(岐阜、大垣、揖斐、美濃、可茂)、愛知県2県民・建設事務所(尾張県民、一宮建設)、岐阜地方気象台、名古屋地方気象台、(独)水資源機構中部支社、国土交通省木曽川上流河川事務所、国土交通省丸山ダム管理所、オブザーバーとして5市、岐阜県1土木事務所(関市、美濃市、山県市、郡上市、海津市、岐阜県郡上土木事務所)は、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、岐阜ブロックでは平成28年5月12日、愛知ブロックでは7月5日に「木曽川上流水防災協議会」(以下「本協議会」という。)を設立した。

木曽川、長良川、揖斐川の木曽三川は、中部地方の中心部である濃尾平野を流れ、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀の5県に流域を持ち、9,100km2の流域面積を有する我が国でも有数の大河川である。水源は、三川ともおのおの遠く離れているが、木曽川は犬山市付近から、長良川は岐阜市付近、揖斐川は大垣市の北より、それぞれ濃尾平野に流れ込み、ほとんど同一地点に集って海に注いでいる。

明治改修以前の木曽三川は、洪水のたびごとに流路が変わるという状況であり、治水の難しさは、輪中に代表される木曽三川特有の水防共同体を生み、周

辺地域はほとんど毎年のように水害を受けていたと伝えられている。

近年、木曽三川では、平成20年3月に策定された「木曽川水系河川整備計画」に基づき、堤防整備や河道掘削、樹木伐開等の河川改修を進めている。

また、ダムの建設による治水対策も実施され、木曽川には直轄ダムとして、 丸山ダムが昭和31年に完成、(独)水資源機構により昭和52年に岩屋ダム、 平成3年に阿木川ダム、平成8年に味噌川ダムが完成している。揖斐川には、 直轄の横山ダムが昭和39年に完成し、横山ダム上流に(独)水資源機構により徳山ダムが平成20年に完成し、両ダムによる連携運用が平成20年より開始され、治水効果が上がっている。

しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大 規模氾濫が発生する危険性は否めない。

木曽川上流河川事務所管内の氾濫特性は、大きく、木曽川左岸地域と木曽川 右岸、長良川、揖斐川の地域との2つの特性に分かれる。木曽川左岸地域は、 堤防決壊し氾濫した場合には、そのまま濃尾平野に流れ込み、拡散していく形 態となっている。

一方、木曽川右岸、長良川、揖斐川の地域は、堤防決壊し氾濫した場合には、 現存する輪中堤、支川等により、多くの箇所が閉塞、貯留する形態になる。

また、一部支川は、流域から流れ込む大量の土砂により、川底が周囲の地盤より高い天井川となっていることから、堤防決壊による氾濫時には、落差のある流水の破壊力が極めて大きいものとなっている。

本協議会では、こうした木曽川上流河川事務所管内の氾濫特性及び治水事業の現状を踏まえ、平成32年度までに、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「木曽川上流の減災に係る取組方針」(以下「取組方針」という。)としてとりまとめたものである。

その骨子は以下のとおりである。

- ①迅速な避難と被害の最小化に向けた住民の主体的な避難行動を促す取組として、タイムラインの策定を進めるとともに、洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップも合わせて、その内容の周知と学習教育の充実、避難誘導体制と避難経路の整備を進めていく。
- ②出水時に生命と財産を守る水防活動の強化として、水防訓練の充実、情報の 共有・伝達体制の確認、資機材の点検を進めていく。

③洪水氾濫による被害の軽減と日常を早期に取り戻すための排水活動について、排水計画の作成、訓練の充実を進めていく。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するフォローアップを行う事としている。

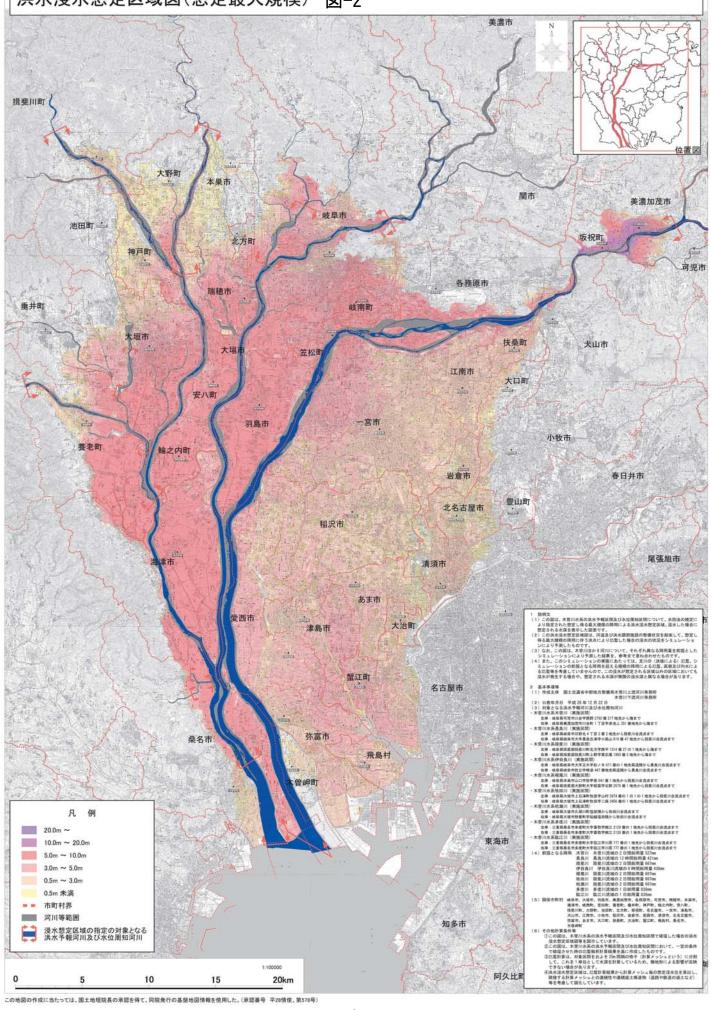
なお、本取組方針 1. 迅速な避難と被害の最小化に向けた住民の主体的な避難行動を促す取組の①想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表については平成 2 8 年 1 2 月に実施済みであり、また平成 2 9 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律が施行され、本協議会の水防法に基づく協議会への改組に伴い、木曽川上流河川事務所管内だけでなく、想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域となる 6 市 3 町(名古屋市、小牧市、岩倉市、清須市、北名古屋市、あま市、垂井町、大口町、大治町)及び 3 水防事務組合(大垣輪中、木曽川右岸地帯、揖斐川)、愛知県尾張水害予防組合、岐阜県、愛知県、愛知県 2 建設事務所(尾張、海部)を新たに加えて、既存・新規構成員が一体となって取り組みを進めていく事としている。

※本取組方針は、本協議会規約第5条に基づき作成したものであり、木曽三川 直轄管理区間のうち、図-1に示す木曽川上流河川事務所管内の外、図-2 に示す想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域を対象としたものである。



図-1 木曽川上流河川事務所管内図

## 木曽川水系木曽川·長良川·揖斐川·伊自良川·根尾川·牧田川·杭瀬川·多度川·肱江川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模) 図-2



## 2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員とそれぞれ構成委員が所属する機関(以下「構成機関」という。)は、以下のとおりである。

構成機関	構成委員
岐阜市	市長
大垣市	市長
羽島市	市長
美濃加茂市	市長
各務原市	市長
可児市	市長
瑞穂市	市長
本巣市	市長
名古屋市	市長
一宮市	市長
犬山市	市長
江南市	市長
小牧市	市長
稲沢市	市長
岩倉市	市長
清須市	市長
北名古屋市	市長
あま市	市長
岐南町	町長
笠松町	町長
養老町	町長
垂井町	町長
神戸町	町長
輪之内町	町長
安八町	町長
揖斐川町	町長
大野町	町長
池田町	町長
北方町	町長
坂祝町	町長

大口町	町長
扶桑町	町長
大治町	町長
大垣輪中水防事務組合	管理者
木曽川右岸地帯水防事務組合	管理者
揖斐川水防事務組合	管理者
愛知県尾張水害予防組合	管理者
岐阜県 危機管理部	部長
県土整備部	部長
岐阜県 岐阜土木事務所	事務所長
岐阜県 大垣土木事務所	事務所長
岐阜県 揖斐土木事務所	事務所長
岐阜県 美濃土木事務所	事務所長
岐阜県 可茂土木事務所	事務所長
愛知県 建設部	部長
防災局	局長
愛知県 尾張県民事務所	事務所長
愛知県 尾張建設事務所	事務所長
愛知県 一宮建設事務所	事務所長
愛知県 海部建設事務所	事務所長
岐阜地方気象台	台長
名古屋地方気象台	台長
独立行政法人水資源機構中部支社	事業部長
国土交通省木曽川上流河川事務所	事務所長
国土交通省木曽川下流河川事務所	事務所長
国土交通省 丸山ダム管理所	管理所長

## オブザーバー

-		
	構成機関	構成委員
	関市	市長
	美濃市	市長
	山県市	市長
	郡上市	市長
	海津市	市長
	岐阜県 郡上土木事務所	事務所長
	国土交通省新丸山ダム工事事務所	事務所長

#### 3. 木曽三川の概要と主な課題

### (1) 木曽三川の氾濫特性

木曽三川のうち木曽川上流河川事務所管内の氾濫域には、岐阜県の県庁所在地である岐阜市や大垣市、愛知県一宮市、稲沢市等の市街地があり、多くの人口・資産、行政・医療機関、JR東海道新幹線等の鉄道駅や名神高速道路等の高速道路のICといった重要な公共施設が多数存在し、岐阜県と愛知県尾張東部の政治、経済の中枢がひろがっている。

木曽川上流河川事務所管内の氾濫特性は、大きく、木曽川左岸地域と木曽川 右岸、長良川、揖斐川の地域との2つの特性に分かれている。木曽川左岸地域 は、堤防決壊し氾濫した場合には、そのまま濃尾平野に流れ込み、拡散してい く形態となっている。

一方、木曽川右岸、長良川、揖斐川の地域は、堤防決壊し氾濫した場合には、 現存する輪中堤、支川等により、閉塞、貯留する形態が多くなる。

また、一部支川は、流域から流れ込む大量の土砂により、川底が周囲の地盤より高い天井川となっていることから、堤防決壊による氾濫時には、落差のある流水の破壊力が極めて大きいものとなっている。

#### (2)過去の洪水による被害状況

〇木曽川:昭和58年9月洪水(9.28豪雨災害)

昭和58年9月の台風第10号により、戦後最大規模の洪水が発生し、特に木曽川右岸の岐阜県美濃加茂市、坂祝町、可児市等で越水氾濫し、死者4名、行方不明1名、全半壊家屋28戸、約5千戸が浸水するなど大きな被害となり、市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

〇長良川:昭和51年9月洪水(安八豪雨)

昭和51年9月の台風第17号により、岐阜県安八郡安八町の長良川右岸 堤防が決壊し、安八町では、特に大きな浸水被害が発生した。岐阜県、愛知 県、三重県全体では死者10名、行方不明1名、人的被害が70名を超え、 家屋被害が10万戸を超える大災害となり、東海三県の市民生活や地域経済 活動に甚大な影響を与えた。

○長良川:平成16年10月洪水

平成16年10月の台風第23号により、過去最大の出水となり、上・中流部の郡上市、美濃市、岐阜市、関市、大垣市などで浸水被害が発生した。 死者6名、行方不明2名など人的被害が約30名、家屋被害が3千戸を超える大災害となり、岐阜県を中心に市民生活や地域経済活動に甚大な影響を与えた。

#### 〇揖斐川:昭和50年8月洪水

昭和50年8月に台風第6号により、揖斐川での戦後最大規模の洪水が発生し、人的被害はないが、家屋被害が200戸を超える大災害となった。

なお、横山ダムの洪水調整により、基準地点の万石地点(大垣市万石地先)では、約1.2mの水位低下が確認されている。

#### (3) 木曽三川の現状と課題

各河川では上記の災害を受けて、災害復旧事業、河川激甚災害対策特別緊急事業(激特事業)等により、築堤及び護岸、排水機場やひ管の整備等で再度災害防止に向けた復旧対応を完了しているが、現在は、河川整備計画に基づき、引き続き、築堤護岸、河道掘削、排水機場の整備等の河川改修(ハード対策)を推進している。しかしながら、現在の整備水準を上回るような洪水が発生した場合には、大規模氾濫が発生する危険性は否めない。

一方、ソフト対策としては、雨量、水位等の各種防災情報を提供している他、氾濫時の浸水想定をハザードマップ等として全戸に配布しているが、住民の方の認知度は低く、近年、外国人居住者が増加してきており、その対応も急がれている。

また、水防活動は地元の水防団・消防団で担っており、木曽三川の岐阜市、羽島市、木曽川右岸地帯水防事務組合には、専任水防団が平成26年度現在で45団体2,300名を超える団員を擁し、全国的に見ても大阪府、静岡県に次ぐ全国第3位の専任団員が在籍している。他の水防団と同様に近年、団員の高齢化が進んでいる。特に、平成以降、直轄区間では大規模な浸水被害を伴う水害が発生していないため、水害を経験した職員や水防団員・消防団員が減少しているほか、地域住民の水害意識も希薄になっている。

以上から、木曽三川のうち、木曽川上流河川事務所管内における主な課題は次のとおりである。

- 〇堤防決壊箇所により、氾濫形態が異なり、破堤箇所によって拡散型(広域氾濫)と閉塞型(深い浸水深)とに分かれ、災害への対応が異なる。
- 〇氾濫域には人口・経済が集中しており、その活動に甚大な被害が想定され、水防活動を強化していくものの、堤防が決壊した場合、日常を早期に取り戻すため、早期の復旧・復興のための排水活動について、排水計画の作成、訓練の充実を進めていく必要がある。
- 〇平成以降、直轄区間では大規模な浸水被害を伴う水害が発生していない ため、水害を経験した職員や水防団員が減少しているほか、地域住民の 水害意識も希薄になっている。

- 〇洪水浸水想定区域図、洪水ハザードマップや雨量、水位等の各種防災情報の認知度が低い。また、タイムラインの策定も進んでいない。
- 〇流下能力が不足している箇所や弱小堤防があるため、流下能力向上、堤 防強化を図る必要がある。

以上の課題を整理するとともに、木曽川上流河川事務所管内の大規模水害に備え、具体的な取組を取りまとめて実施することにより、「水防災意識社会」の再構築をめざすものである。

## 4. 現状の取組状況と課題

各構成機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題は、以下のとおりである。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状:○、課題:●(以下同様)

	次坑仏、○、床庭、●(以下門塚)	
項 目	現状と課題	
想定される浸水リス	〇木曽三川において、計画規模の降雨による洪水浸	
クの周知について	水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミ	
	ュレーション結果を木曽川上流河川事務所ホー	
	ムページ等で公表している。	
	〇洪水ハザードマップを全戸に配布している。	
	●近年、直轄区間では大規模な浸水被害が発生して	Α
	いないため地域住民の水害意識が希薄になって	
	きている。	
	●洪水浸水想定区域図等における浸水リスクがあ	В
	る一定の前提に基づくものであるということが	
	地域住民に十分に認知されていない。	
	●洪水ハザードマップがあまり活用されていない。	С
洪水時における河川	〇雨量、河川水位の動向に応じて、住民避難等に資	
水位等の情報提供等	する洪水予報(木曽川上流河川事務所、岐阜、名	
の内容について	古屋地方気象台共同発表)を自治体向けに通知す	
	るとともに、一般向けにも周知している。	
	〇直轄管理区間に決壊、越水等の重大災害が発生す	
	る恐れがある場合には、木曽川上流河川事務所長	
	から首長に対して情報伝達 (ホットライン) を行	
	っている。	
	●発表・公表している洪水予報の内容や用語等の情	D
	報が、受け手側の地域住民には分かりにくい。	
避難勧告等の発令に	〇各市町では、住民避難等に資する洪水予報 (木曽	
ついて	川上流河川事務所、岐阜、名古屋地方気象台共同	
	発表)や雨量・水位情報等を参考に、市町毎に避	
	難勧告等の発令を行っている。	
	●市町では、避難勧告等の発令基準は設定している	Ε
	が、深夜、早朝での避難勧告等は情報が伝わる確	
	率が低くなる可能性があることから、早めの避難	

	勧告等の発令が必要と考えるが、その見極めが難	
	しい。	
避難場所・避難経路	○避難場所として公共施設等を指定し、洪水ハザー	
について	ドマップやホームページで周知している。	
	●浸水区域の地理条件により、避難場所、避難経路	F
	の設定が難しい地区もある。	
	●安全な避難場所への避難が原則であるが、夜間や	G
	浸水深、浸水継続時間によっては、屋内の安全な	
	場所への垂直避難も有効であるなどの周知が充	
	分行き届いていない。	
住民等への情報伝達	〇防災気象情報、雨量、水位、CCTVカメラの情報を	
の方法について	ホームページやテレビのデータ放送等により伝	
	達している。	
	〇避難情報を防災行政無線、広報車、防災ラジオ、	
	緊急速報メールにより伝達している。	
	●雨量や水位、洪水予報、避難勧告状況等の災害情	Н
	報について、情報の種類、情報の入手方法等が地	
	域住民に十分認知されていない。	
	●多くの防災情報が発信されているが、説明の文言	I
	が分かりにくい。	
	●外国人対応の多言語での情報伝達について対応	J
	ができていない。	
避難誘導体制につい	〇避難誘導は、水防団、消防団、自主防災組織が連	
て	携し、消防・警察と調整しながら実施している。	
	●夜間、荒天時において、避難誘導に必要な人員確	K
	保が難しい。	
	●自治体、消防職員、水防団・消防団員等の関係者	L
	が連携した迅速な避難誘導のための準備や訓練	
	が十分なされていない。	
-		•

## ② 水防に関する事項

項目	現状と課題	
河川水位等に係る情	〇木曽川上流河川事務所では、直轄河川における基	
報の提供について	準水位観測所の水位に応じて「水防警報」を発令	
	し、県に通知を行い、県は水防管理者へ通知して	
	いる。	
	●各機関から多くの情報が発信されているが、提供	M
	する情報が専門的であり、住民に理解されず、情	
	報が十分に活用されていない。また、情報内容を	
	理解するための啓発活動が不十分である。	
水防活動の実施体制	〇水防活動は水防団、消防団等がそれぞれの管轄を	
について	担っている。	
	●水防団員・消防団員の高齢化が進んでおり、水防	N
	組織を維持し、河川巡視や水防活動を迅速かつ安	
	全に行うための、水防団、消防団への入団促進が	
	不十分である。	
	●消防団員が水防団員を兼ねており、水防工法等の	0
	水防活動に関する専門知識を習得する機会が少	
	ない。	
水防資機材の整備状	〇土のう袋やロープ、ブルーシート等を水防倉庫な	
況について	どに用意している。	
	●複数箇所の水防対応や大規模な対応が必要とな	Р
	った場合に資機材の不足が懸念される。	
	●備蓄資機材のデータ共有や非常時の相互利用の	Q
	ルールが確立されていない。	
自治体庁舎等の水害	○市町の庁舎、支所、消防・警察などの防災関連施	
時における対応につ	設、医療機関、学校、水防倉庫などの防災基幹施	
いて	設の耐水化を図り、災害時における応急対策活動	
	拠点としての機能の整備を進める。	
	●浸水想定区域図等を基にした、想定浸水深等につ	R
	いて確認が不十分である。	

## ③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状と課題	
排水施設、排水資機	〇出水時の樋門等の操作は、操作規則を定めて開	
材の操作・運用につ	閉等を実施している。	
いて	〇排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器	
	は平常時から定期的な保守点検を行うととも	
	に、機材を扱う職員等への教育体制も確保し、	
	常時、災害発生に対応した出動体制を確保して	
	いる。	
	●浸水被害が発生した場合、氾濫形態に応じた速	S
	やかな復旧・復興のために排水ポンプ車の配置	
	や設置場所等の排水計画が作成されていない。	

## ④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状と課題	
堤防等河川管理施	〇計画に対して堤防断面や河道断面が不足してい	
設の現状の整備状	る区間の整備を進めている。	
況について	●流水を安全に流すためのハード対策、越水等発	T
	生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き	
	延ばす危機管理型ハード対策を早急に計画的に	
	進める必要がある。	
	●決壊時の被害を最小限に抑えるため水防活動・	U
	緊急復旧活動を行う河川防災拠点等が不足して	
	いる。	
	●流下能力の低下、堤防や高水敷の河岸侵食や洗	٧
	掘に対する対策が必要である。	

#### 5. 減災のための目標

### (1)目標

各構成機関が連携して平成32年度までの概ね5年間に達成すべき減災の ための目標は以下のとおりである。

#### 【概ね5年間で達成すべき目標】

木曽三川で発生し得る大規模な水害に対し、「**住民の主体的な避難」、「水** 防活動の強化」、「社会経済被害の最小化」をめざす。

- ※大規模水害・・・・・本方針が公表された時点で、想定し得る最大規模の降雨 に伴う洪水(越水、浸食、洗掘)による氾濫被害
- ※社会経済被害の最小化・・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

### (2) 上記目標達成に向けた3本柱の取組

平成27年12月24日に記者発表した【「水防災意識社会 再構築ビジョン」における今後概ね5年間で実施する主な河川整備】に基づく河川管理者が 実施するハード対策(※)に加え、木曽川上流において以下の取組を実施する ものである。

- ①迅速な避難と被害の最小化に向けた住民の主体的な避難行動を促す取組
- ②発災時に生命と財産を守る水防活動の強化
- ③洪水氾濫による被害の軽減と日常を取り戻すための排水活動の強化
  - (※)河川管理者が実施するハード対策とは、以下の対策をいう。
    - ・洪水を安全に流すためのハード対策・・・・・ 堤防整備・河道掘削等の流下能力向上対策、浸透・パイピング対策、浸 食・洗掘対策
    - ・危機管理型ハード対策・・・・・ 決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう、堤防構造を工夫する対策

## 6. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意 識社会」の再構築を目的に、各構成機関が取り組む主な内容は、次のとおりで ある。

※主な取組項目に記載する(英字)は、「4. 現状の取組状況」に記載した 課題との関連を示す。

以降、木曽川上流河川事務所(略して「木曽上」)、名古屋又は岐阜地方 気象台(略して「気象台」)とする。

## 1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機 関については、以下のとおりである。

主な取組項目		目標時期	取組機関
■土砂を含む流れの速い洪水を河川内で安	全に流す	対策	
·流下能力対策(堤防整備、河道掘削、樹	T, V	引き続き実施	木曽上
木伐開等)			
・浸透対策(堤防の質的強化)	T, V	引き続き実施	木曽上
·河岸侵食、洗掘対策(低水護岸整備等)	T, V	引き続き実施	木曽上
■危機管理型ハード対策			
・天端の保護	T	H32 年度	木曽上

## 2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組 機関については、以下のとおりです。(資料-1参照)

	主な取組項目	目標時期	取組機関
--	--------	------	------

#### ■迅速な避難と被害の最小化に向けた住民の主体的な避難行動を促す取組

①想定最大外力を対象とした洪水浸水想	В	H28 年 12 月	木曽上
定区域図の策定・公表			
②想定最大外力を対象とした洪水浸水想	С	H29 年度から	市町
定区域図を基にした洪水ハザードマッ		検討実施	
プの策定・周知			
③市町村避難勧告と連動したタイムライ	D, E	H29 年度	市町、気
ンの策定・運用			象台、木
			曽上

④住民の確実な避難のための避難勧告な	H, I, J	H28 年度から	市町、県
どの情報の伝達方法の確立と伝達内容		検討実施	気象台、
の充実			木曽上
⑤洪水に対してリスクの高い箇所を監視	Н	H32 年度	木曽上
する CCTV カメラ、水位計の整備			
⑥深夜や荒天時においても確実な避難誘	E, G, K	H28 年度から	市町
導が実施できる体制の整備		検討実施	
⑦円滑かつ迅速な避難のための経路の設	F, G	H28 年度から	市町
定や避難所までの案内看板の整備		検討実施	
⑧小学・中学校などの学校や自治会、企	A, B, C,	H28 年度から	市町、県、
業、定住外国人等に対する水害(災害)	D, G, H,	実施	気象台、
教育の充実と住民の防災意識の向上に	I, J		木曽上
資する取組の強化			

## ■発災時に生命と財産を守る水防活動の強化

①水防活動の知識の習得と技術力向上の	L, N, 0	引き続き実施	市町、県、
ため、関係機関が連携した水防訓練や			気象台、
ひ門等の操作訓練等の実施			木曽上
②重要水防要箇所等の洪水に対してリス	0	引き続き実施	市町、木
クが高い箇所について水防団・消防団			曽上
や地域住民が参加する合同巡視による			
情報共有			
③水防団・消防団へ雨量・水防警報等水	M	引き続き実施	市町、県、
防活動や避難に関する情報の伝達方法			気象台、
の確立と伝達内容の充実			木曽上
④水防に万全を期すために出水期前に水	P, Q, R	引き続き実施	市町、県、
防倉庫等の建屋、保管されている水防			木曽上
資機材等の点検を実施			

## ■洪水氾濫による被害の軽減と日常を取り戻すための排水活動の強化

①早期の復旧・復興のため氾濫水を迅速	S	H30 年度	木曽上
に排水するため、拡散型・閉塞型の氾			
濫形態毎に排水施設情報の共有・排水			
手法等の検討を行い、「排水計画」を作			
成する。			

②排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整	0	引き続き実施	市町、木
備し、排水計画に基づく排水訓練を実			曽上
施する。			
③堤防決壊時の対応(情報伝達、復旧工	P, Q	引き続き実施	木曽上
法、排水計画の検討など)を演習する			
ことを目的に、堤防決壊シミュレーシ			
ョンを実施する。			

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、 河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、 継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

以 上